

アメリカ合衆国の 知的財産訴訟制度を学んで



ワシントンD. C. の街並み

はじめに

アメリカ合衆国は、知的財産に関する訴訟の先進国です。

毎年、特許侵害事件を始め、知的財産に関する様々な事件が裁判所に数多く持ち込まれます。その判決は影響力が大きく、特に、連邦最高裁判所の判決は、常に世界中から注目されています。

私はこの度、アメリカ合衆国の首都・ワシントンD. C. にある「連邦司法センター」に滞在し、アメリカ合衆国の知的財産訴訟制度について研究する機会を得ました。

連邦司法センターとは、連邦判事及び連邦裁判所職員に対する研修を行うとともに、司法上の様々な問題についての研究を行う機関です。

私は特別研究員として迎えられ、センター内にある個室で研究を行わせていただきました。そして、知的財産訴訟に関与する関係機関、具体的には連邦最高裁判所や連邦巡回区控訴裁判所、連邦地方裁判所といった各裁判所を訪問したほか、立法機関や行政官庁、大学等を訪問し、多くの方々とお会いして意見交換をすることができました。このような恵まれた環境の下で、

アメリカ合衆国における知的財産訴訟制度全般について学ぶことができたのは、本当に幸いでした。



a.



b.

- a. 連邦司法センター
- b. 研修の最後に、連邦司法センターで、修了証書をいただきました。予想外のことに感激してしまいました。
- c. 連邦巡回区控訴裁判所
- d. 連邦巡回区控訴裁判所のワラック判事と一緒に。



c.



d.

パテント・トロール対策

さて、アメリカ合衆国の知的財産訴訟制度は、大きな変動期にあります。

特に、特許訴訟の分野においては、「パテント・トロール」の存在が社会問題化しています。

パテント・トロールというのは、一般に、自分では研究開発や製品の製造を行わないまま、他人の特許権を取得し、これを用いて濫用的に特許侵害訴訟を提起したり、警告文書を送付したりして、高額な解決金等を得ようとする団体のことを指します。パテント・トロールに狙われるのは主として大企業が多いのですが、最近では中小企業や個人企業をターゲットにしたパテント・トロールも出てきています。そして、パテント・トロールに狙われた場合、高額な応訴費用の発生や、ディスカバリー（※）における作業等の負担、さらには陪審制裁判の下での敗訴リスクといったものも考慮に入れて、やむなく解決金の支払に応ずることも少なくないようです。

このような状況において、立法府、行政府及び司法府は、いずれもパテント・トロール対策に力を入れています。

まず、先のオバマ大統領は、その在任中、パテント・トロールを非難する声明を発表するとともに、連邦議会に対しては対パテント・トロールの立法提言を行い、また行政府に対しても

その対応を求めました。

また、連邦議会においても、上記立法提言を受けて、パテント・トロールによる訴訟提起のハードルを上げたり、早期のディスカバリーに制限を設けようとしたりするなど、様々な立法の動きが出てきました。

そして、連邦最高裁判所においても、連邦民事訴訟規則を改正し、特許侵害訴訟を提訴する際の訴状の形式等を改めるなどして、パテント・トロールによる訴訟提起の抑制を図りました。それだけでなく、個々の事件においても、パテント・トロール問題に配慮したとも思われるような判決が言い渡されるようになりました。私が当地に滞在していた時も、連邦最高裁判所において、特許訴訟の裁判地について被告に有利な判断をした判決や、特許権の効力の範囲を狭める判断をした判決など、特許訴訟制度における重要判決が相次いで言い渡され、実務家の間ではこれらの話題で持ちきりとなっていました。

このように、アメリカ合衆国における知的財産訴訟制度は、今まさに歴史的な転換点を迎えているといっても過言ではありません。

今後とも、この国の制度がどのように変容していくのか、引き続き注目していきたいと思えます。

(東京地方裁判所判事 廣瀬 孝)

※ディスカバリー

訴訟提起後、裁判所での正式な審理（Trial）の前に、当事者がお互いに事件に関する情報を開示、収集する手続（「証拠開示手続」と訳される。）。

アメリカの場合、相手方に開示しなければならない資料の範囲が広く、ディスカバリーに多額の費用（弁護士費用）がかかると言われている。



連邦最高裁判所